

---

---

# 第 1 章

## 計画策定の趣旨

---

---

# 1 計画の目的

介護保険制度は、その創設から 18 年が経ち、サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超えて 500 万人に達しており、介護サービスの提供事業所も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきております。

その一方、2025 年（平成 37 年）にはいわゆる団塊世代全てが 75 歳以上となるほか、2040 年（平成 52 年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が全員 65 歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

葉山町においても、介護保険制度が創設された年である 2000 年（平成 12 年）10 月 1 日時点で 65 歳以上人口は 6,312 人、高齢化率 20.1%であったものが、2017 年（平成 29 年）10 月 1 日時点で 10,267 人、高齢化率 30.8%まで上昇しており、今後 75 歳以上人口を中心に高齢者数は増加していくものと見込まれます。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスを確保するだけでなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を進化・推進していく必要があります。

本計画において、2025 年（平成 37 年）を見据えた上で、「お互いに支え合い いきいきと健康に過ごせるまち はやま」を基本理念として 2020 年度（平成 32 年度）までの高齢者福祉及び介護保険事業の計画目標を盛り込んだ「第 7 期（2018 年度（平成 30 年度）～2020 年度（平成 32 年度））高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定することで、年齢を重ねても葉山町でいきいきと暮らしていける町づくりを行ってまいります。

皆様のご理解とお力添えをお願いいたします。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

本計画は、町民の皆さんが年齢を重ねても住み慣れた葉山町で生き生きと暮らしていけるよう、目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしていきます。

#### 高齢者福祉計画とは

老人福祉法第20条の8に規定された計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保をはじめとする高齢者の福祉について定めるものです。

具体的には、介護サービス基盤の整備を含む高齢者の総合的なプランとして、高齢者福祉施策の基本的方向、今後取り組むべき具体的な施策、計画の推進体制などを盛り込んだ内容となります。

#### 介護保険事業計画とは

介護保険法第117条第1項に規定された計画で、国の基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定めるものです。

なお、高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、それぞれの法律において、「一体のものとして作成されなければならない」と定められています。

#### 【介護保険事業計画における国の基本指針】

##### 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

- ・ 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
- ・ 要介護者等地域の実態の把握
- ・ 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
- ・ 2025年度（平成37年度）の推計及び第7期の目標
- ・ 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
- ・ 日常生活圏域の設定
- ・ 他の計画との関係
- ・ その他

##### 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

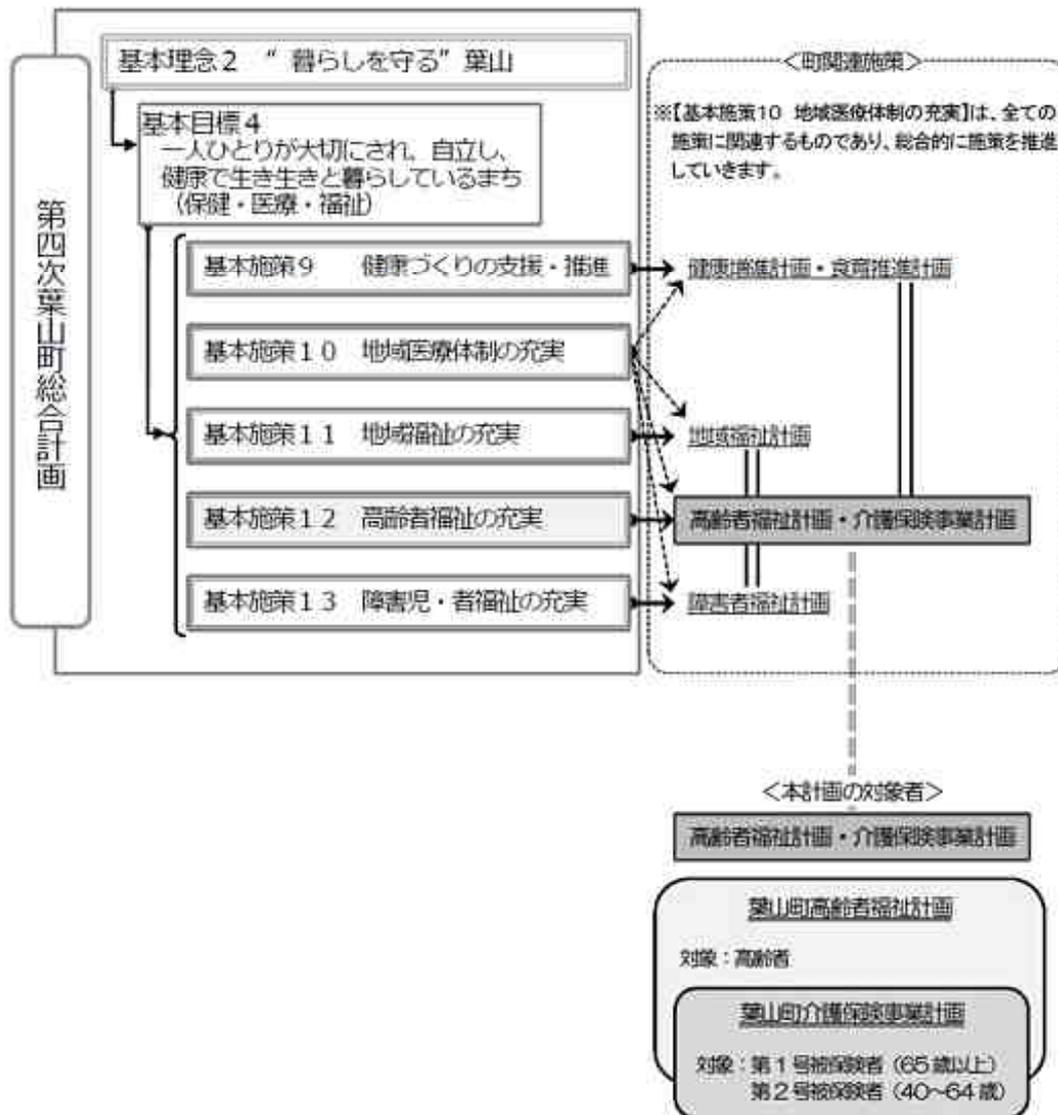
- ・ 日常生活圏域
- ・ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定

##### 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

- ・ 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
- ・ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- ・ 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- ・ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- ・ 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
- ・ 市町村独自事業に関する事項
- ・ 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

## (2) 総合計画、地域福祉推進プランとの位置づけ

本計画は、「第四次葉山町総合計画基本構想」における保健・医療・福祉分野の基本目標である「一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち」を踏まえて計画策定を行うことで、本計画の上位計画にあたる「葉山町総合計画」との整合を図りました。



### 3 計画期間

本計画の計画期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度（平成32年度）までの3か年の計画とします。

今後、介護需用の変化、基盤整備の状況、介護保険財政の状況等、計画の進行管理を行いながら、2020年度（平成32年度）中に再度見直しを行うこととします。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
2000年							
2001年							
2002年							
2003年							
2004年							
2005年							
2006年							
2007年							
2008年							
2009年							
2010年							
2011年							
2012年							
2013年							
2014年							
2015年							
2016年							
2017年							
2018年							
2019年							
2020年							

## 4 計画策定にあたって

### (1) 計画策定のための体制

---

#### 住民参加による計画策定

計画策定にあたっては、保健医療関係者及び被保険者代表からなる委員で構成する「葉山町介護保険事業計画等運営委員会」(以下「運営委員会」)で、計画案を検討しました。

#### 高齢者の実態把握

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を把握するために、各種アンケート調査を実施しました。

#### 住民への意見募集(パブリック・コメントの実施)

計画策定にあたっては、計画の素案を住民に公開し、広く意見募集を行いました。意見募集の方法としては、町ホームページ、町役場1階福祉課窓口、町政情報コーナー、保健センター、図書館及び福祉文化会館に意見募集案内と計画素案を掲示するとともに、「広報はやま」にも、意見募集のお知らせを掲載しました。

### (2) 日常生活圏域の考え方

---

#### 日常生活圏域とは

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、例えば中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとなっております。

葉山町における日常生活圏域について

日常生活圏域として2圏域を設定します。

葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、北は逗子市、東部、南部は横須賀市に接し、西は相模湾に面していて、面積17.04km<sup>2</sup>、人口33,345人(2017年(平成29年)10月1日現在)の海と緑に囲まれた自然豊かな町です。

自然豊かな温暖な気候の下、比較的元気な高齢者が多いという特長はありますが、今後団塊世代全てが75歳以上となる2025年(平成37年)に向けて75歳以上高齢者が増加し続けていくと見込まれます。

要支援・要介護認定者は、75歳以上、特に80歳を超えたあたりから急増していくことから、要支援・要介護認定者は今後ますます増加していく可能性があります。

そこで、高齢者人口、要支援・要介護認定者数、地理的要因、さらには中学校区等を勘案して、第7期計画より葉山町は日常生活圏域を2圏域とします。

軽度な状態の要支援者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを強化していくことで状態改善を目指すこと、また、地域で身近に相談出来る場所を設置する必要があることから、地域包括支援センターをそれぞれ1箇所設置し、地域と一体となった高齢者福祉サービスを提供できる体制づくりを行ってまいります。

【参考資料】

葉山町の人口・高齢化率（2017年（平成29年）6月1日現在）

	65歳以上高齢者数	地域包括支援センター 配置基準
木古庭	565人	4,811人
上山口	718人	
下山口	857人	
一色	2,671人	
堀内	2,579人	5,422人
長柄	2,843人	
町内全域	10,233人	10,233人

【地域包括支援センター職員配置基準】

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（準ずる者を含む）は、担当区域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ1人を専従で配置する必要があります。（介護保険法施行規則第140条の66）

葉山町の要支援・要介護認定者数（2017年（平成29年）6月1日現在）

	要支援認定者数		要介護認定者数	
木古庭	16人	236人	60人	509人
上山口	33人		98人	
下山口	58人		75人	
一色	129人		276人	
堀内	137人	259人	305人	605人
長柄	122人		300人	
町内全域	495人		1,114人	

葉山町の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）（2017年（平成29年）5月末時点）

区分	全体	65歳～ 70歳未満	70歳～ 75歳未満	75歳～ 80歳未満	80歳～ 85歳未満	85歳～ 90歳未満	90歳～
人数	1,614人	41人	98人	191人	340人	459人	485人

横須賀三浦地域の要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）（2017年（平成29年）5月末時点）

	第1号被保険者数	要支援・要介護認定者数	要支援・要介護認定率
葉山町	10,248人	1,614人	15.7%
神奈川県	2,227,619人	368,625人	16.5%
横須賀市	124,599人	20,632人	16.6%
鎌倉市	54,114人	9,482人	17.5%
逗子市	18,760人	3,918人	20.9%
三浦市	16,135人	2,783人	17.2%

、 の人数は住民基本台帳上の人数。 、 の人数は第1号被保険者数（住所地特例を含む）

### ( 3 ) 重点目標

---

第7期計画では、地域包括ケアシステムの実現を目指し、次の4点を重点施策として基本目標に盛り込みました。

#### 介護予防事業、在宅医療・介護連携の推進 【基本目標1】

各種介護予防事業を実施していくとともに、本人が希望した場合には最期まで住み慣れた葉山町で安心して生活できるよう逗葉地域在宅医療・介護連携相談室を中心に在宅医療と介護の連携を推進してまいります。

また、比較的健康な方の割合が多い本町の特徴を生かし、公共交通機関での外出に対する支援を行ってまいります。

さらに、地域包括支援センターを2箇所とすることで高齢者の健康支援を充実してまいります。

#### 住民主体の生活支援体制の構築 【基本目標2】

元気な高齢者が支え手となりお互いさまの地域づくりを行うため、社会福祉協議会と協働し生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に各地域で第2層協議体を設置することで地域課題を把握し、生活支援の充実を図ります。

さらに、生きがいミニデイサービス、貯筋運動等、住民主体の介護予防事業の普及促進をしてまいります。

#### 認知症施策の推進 【基本目標3】

町福祉課と地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に早期段階で認知症専門医につなげることで、認知症支援体制の構築を図るとともに、認知症初期集中支援チームによる早期発見、早期対応を行ってまいります。

#### 在宅生活への支援 【基本目標4】

可能な限り現在の住まいを継続できるよう、在宅介護サービスの充実を図ると共に、緊急通報システム、配食サービス、徘徊高齢者SOSネットワーク等見守り活動の普及、推進を図ります。

さらに、行政・地域包括支援センター・介護保険事業者が協働して自立支援に資するケアマネジメントを確立することで、在宅支援を行ってまいります。

## 5 計画の推進に向けて

### (1) 地域包括ケアシステムの構築

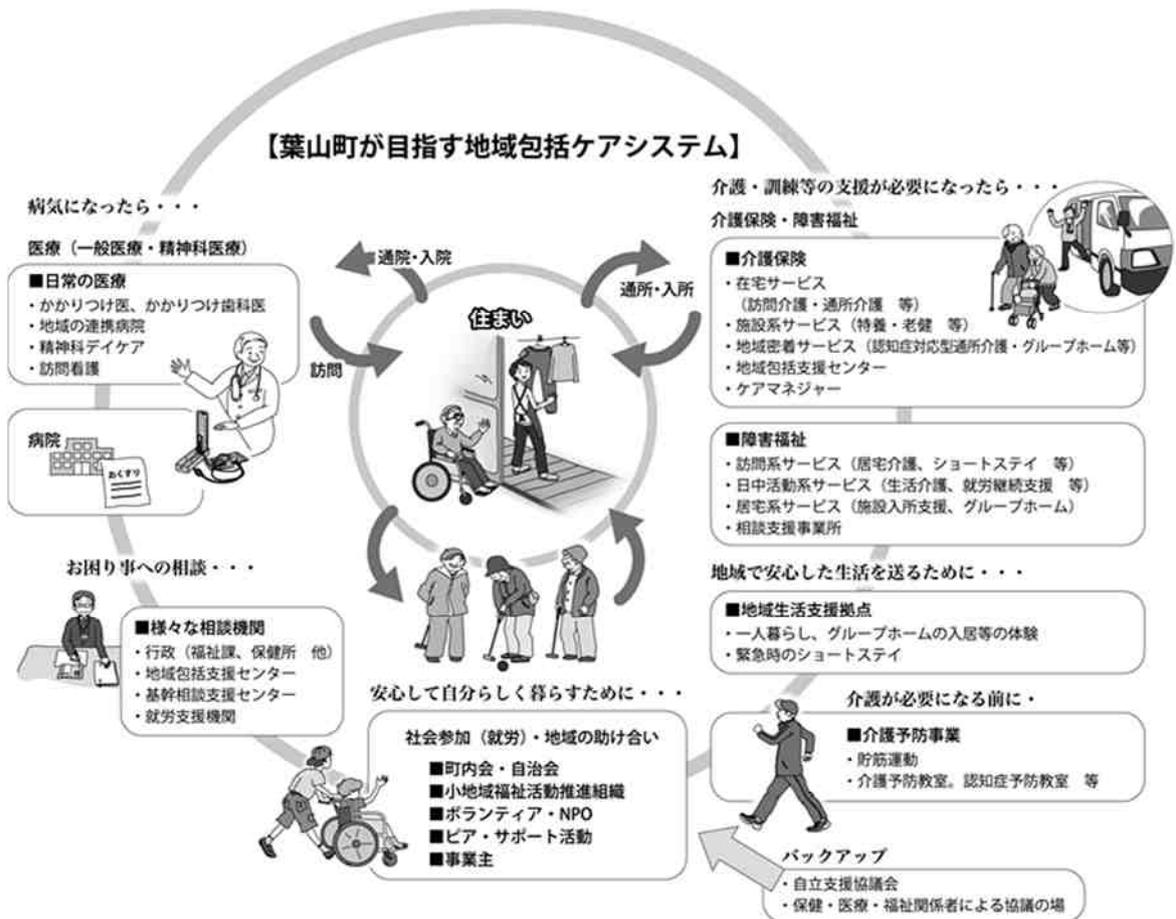
団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる2025年(平成37年)に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯及び認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた葉山町で暮らし続けることができるよう、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっております。

本町の特徴として、持ち家率が高く、現在の住まいをこのまま継続させたいと希望される方が多いことから、逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携しながら、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、普段から自分の健康に気をつけられる体制を構築するとともに、医療と介護が連携してサービス提供を行なえる環境づくりに努め、在宅での生活を支援してまいります。

また、介護が必要な状態になっても、可能な限り自宅で過ごしていけるよう、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所などの各種介護サービスの普及推進、自立支援型ケアマネジメントの確立により介護状態の維持改善に努めてまいります。

本町では、住民主体の集いの場として町内会・自治会館や個人宅などを会場にミニデイサービスやサロン活動が活発に行われていますが、日頃の交流が希薄化・孤立化している住民の参加は少ないという課題があります。

地域住民と行政、社会福祉協議会等が協働し、公的な体制による支援とあいまって地域や個人が抱える生活課題を解決していくことが出来るよう、生活支援第2層協議体を通した「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を構築してまいります。



障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行うことで、年齢を重ねてもお互いに支え合い、いきいきと健康に過ごせるまちを構築してまいります。

## ( 2 ) 国・県との連携

---

本計画の推進にあたっては、下記の事項について、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

制度全般の運営
施設整備等のサービス基盤整備
サービス提供事業者の指導
介護保険事業所情報の提供
その他

## ( 3 ) 町内組織との連携

---

年齢を重ねても幸せな笑顔で過ごしていける町をつくるために、介護保険事業所のみならず、様々な町内組織と連携してまいります。

制度の谷間にあって対応できない困難ケースや、公的な福祉サービスだけでは対応しきれない地域の多様なニーズについて、積極的に課題を発見し、解決していくことを目指す取り組みが必要になっており、生活支援第2層協議体により町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO団体などとの連携を図ってまいります。

更に、健康管理を行うためにも逗葉医師会、逗葉歯科医師会と連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち自分の健康状態を把握することを引き続き推奨するとともに、医療と介護が連携できる環境づくりに努めてまいります。

## ( 4 ) 町各種施策との連携

---

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障害者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念です。

そこで、本計画を確実に実施していくため、町関連各課による各種施策との連携を強化し、町ぐるみで高齢者施策の推進にあたります。